

産業廃棄物処理施設維持管理記録簿[焼却](平成 29 年 9 月度)

対象期間:平成 29 年 9 月 1 日 ~ 平成 29 年 9 月 30 日

3.維持管理記録簿(焼却)

焼却した産業廃棄物の種類及び数量[規十二条の七の二-イ、規十二条の七の五-イ]

種類		数量(単位)
産業廃棄物	燃え殻	(/月)
	汚泥	(/月)
	廃油	(/月)
	廃酸	(/月)
	廃アルカリ	(/月)
	廃プラスチック類	(/月)
	紙くず	0.5 (t /月)
	木くず	63.0 (t /月)
	繊維くず	(/月)
	動植物性残渣	(/月)
	動物系固形不要物	(/月)
	ゴムくず	(/月)
	金属くず	(/月)
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	(/月)
	鉱さい	(/月)
	がれき類	(/月)
	動物のふん尿	(/月)
	動物の死体	(/月)
	ばいじん	(/月)
	処分するために処理したもの(13号廃棄物)	(/月)
特別管理産業廃棄物	燃えやすい廃油	(/月)
	pH2.0以下の廃酸	(/月)
	pH12.5以上の廃アルカリ	(/月)
	感染性産業廃棄物	(/月)
	その他()	(/月)

燃焼ガス及び排ガスの測定の実施状況と措置(連続測定)[規十二条の七の二-ロ、規十二条の七の五-ロ]

	燃焼ガス温度	集塵器流入ガス温度	ガス中の一酸化炭素濃	焼成炉温度※4
測定位置				
測定結果が得られた日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
測定結果	連続記録紙事務所保			

ばいじんの除去の実施状況と措置[規十二条の七の二-ハ、規十二条の七の五-ハ]

	冷却設備	排ガス処理設備
ばいじんの除去を行った日	平成 29 年 1,2,4,5,6,7,8,9,11,12,13,14,15,16,18,19,20,21,22,23,25,26,27,28,29,30 日 9 月	平成 29 年 1,2,4,5,6,7,8,9,11,12,13,14,15,16,18,19,20,21,22,23,25,26,27,28,29,30 日 9 月

排ガスの測定結果[規十二条の七の二-ニ、規十二条の七の五-ニ]

	6月に1回以上	1年に1回以上
採取位置	焼却炉煙突煙道	焼却炉煙突煙道
採取した年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
測定結果が得られた日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
ダイオキシン類※3	ng-TEQ/m3N	
ばい煙量又はばい煙濃度※3	硫黄酸化物	(m3N/h)※5
	ばいじん	(g/m3N)※5
	塩化水素	(mg/m3N)※5
	窒素酸化物	(cm3/m3N)※5

※1 焼却施設のフロー図に明示すること。

※2 連続記録紙を添付すること。

※3 計量証明書を添付しても良い。

※4 ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合。

※5 単位を記入すること。